

「共謀罪」法案の三つの問題点

共産党・志位委員長が指摘



日本共産党の志位和夫委員長は4月6日、国会内で記者会見し、同日、政府・与党が衆院で審議入りを強行した「共謀罪」法案について、「法案の内容、審議の進め方、ともに絶対に認めるわけにいかない」と批判し、「徹底審議、野党共闘、国民運動、この力で必ず廃案に追い込むために頑張りたい」と決意を表明しました。

そして志位氏は、法案の内容では、「問題点は山ほどあるが、とくに次の三つの大問題がきわめて重大だ」と述べました。

①「心の中」を処罰する

第一は、「心の中」を処罰する違憲立法であるということです。

志位氏は「何を考え、何を合意したかが処罰の対象となる。思想・良心・内心の自由を保障した憲法を蹂躪(じゅうりん)する文字通りの違憲立法だ。モノ言えぬ監視社会をつくるものとなる」と批判しました。

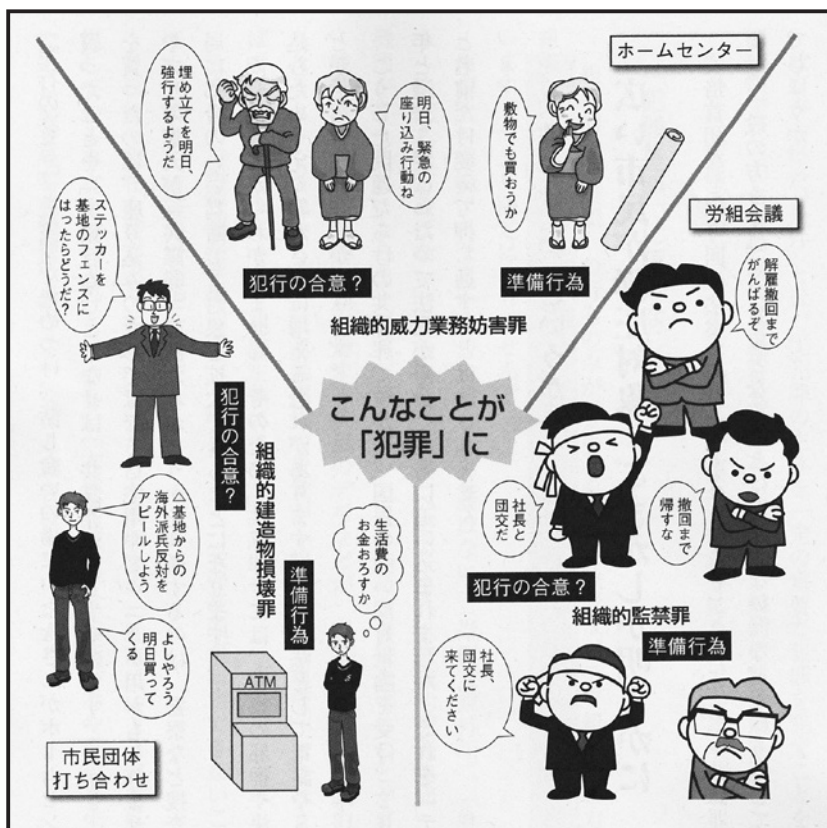
②一般人が処罰対象

第二は、一般の人が処罰対象になるという問題です。「組織的犯罪集団」を対象と説明する政府に対し、志位氏は「それを判断するのは捜査機関だ。市民運動、サークル活動なども含めて無限定に処罰の対象が広がる。一般の人が処罰の対象になる」と告発しました。

③テロ対策と関係なし

第三は、「テロ対策」と関係がないということです。

政府が「共謀罪」創設を「国際組織犯罪防止条約」の批准のためとしていることに関し、「この条約がテロを対象としていないことはすでに明らかにされている」と指摘しました。



野党共闘、国民運動で、必ず廃案に

安倍政権は、特定秘密保護法、盗聴法の拡大、安保法制=戦争法を強行してきました。モノ言えぬ監視社会をつくる共謀罪は、これらと一体で日本を「戦争する国」に変質させるもの。力をあわせ廃案にしましょう。



衆院15区予定候補

よしだとしお

吉田としお



都議会議員(江東区選出)

あぜがみみわこ

あぜ上三和子



ご意見・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590

2017年4月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行/東京民報社(港区芝1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可

日本共産党